

と だ し た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん け い か く  
戸 田 市 多 文 化 共 生 推 進 計 画

そ あ ん  
(素 案)

( 2 0 1 9 <sup>ねん</sup> 年 ~ 2 0 2 2 <sup>ねん</sup> 年 )

2 0 1 9 <sup>ねん</sup> 年 <sup>がつ</sup> 月

と だ し  
戸 田 市

# 目 次

だい	しょう	けいかく さくていしゆし	1
	第 1 章	計画の策定趣旨	1
	1	たぶん かきょうせいすいしんけいかく はいけい 多文化共生推進計画の背景	1
	2	たぶん かきょうせい と ま どうこう 多文化共生を取り巻く動向	2
	3	ほんし とりくみ けいかく いちづ 本市の取組と計画の位置付け	3
だい	しょう	と だ し げんじょう か だい	4
	第 2 章	戸田市の現状と課題	4
	1	と だ し げんじょう 戸田市の現状	4
	2	たぶん かきょうせい かん しみんいしきちょうさ がいこくじん みな 「多文化共生に関する市民意識調査～外国人の皆さん の暮らしを良くするためのアンケート調査～」の結果	6
	3	と だ し げんじょう しみんいしきちょうさ けっか み 戸田市の現状と市民意識調査の結果から見た 戸田市の特徴	7
	4	と だ し か だい 戸田市の課題	10
だい	しょう	けいかく きほんてき かんが かた	14
	第 3 章	計画の基本的な考え方	14
	1	もくてき しょうらいぞう 目的・将来像	14
	2	けいかく きかん 計画の期間	15
	3	けいかく がいよう 計画の概要	16
	4	けいかく たいけいず 計画の体系図	17
だい	しょう	と だ し たぶん かきょうせいすいしん かか ぐたいてき	18
	第 4 章	戸田市の多文化共生推進に係る具 体的な施策	18
	1	たが みと あ と も ささ あ いしき お互いを認め合い、共に支え合う意識づくり	18
	2	えんかつ しえん 円滑なコミュニケーション支援	20
	3	あんしん せいかつ じゅうじつ 安心して生活できるサポートの充実	22
	4	たぶん かきょうせいすいしん たいせい 多文化共生推進のための体制づくり	24

# 第1章 計画の策定趣旨

## 1 多文化共生推進計画の背景

日本における在日外国人の構成は、1970年代までは、戦前から日本に住んでいる在日韓国・朝鮮人とその子孫が中心であり、一部の自治体では公営住宅への入居や児童手当の支給などの支援が行われてきました。

その後、1980年代からは、ニューカマーと呼ばれるアジアを中心とした外国人が増加し、地方公共団体を中心に、外国人を受け入れ交流を推進する地域国際化の視点での取組が進められてきました。

2000年代以降、経済・社会のグローバル化の一層の進展によって、人の国際移動はますます活発になりました。平成28年(2016年)12月末時点での在留外国人(中長期在留者及び特別永住者)は238万人を超え、平成23年(2011年)の東日本大震災直後に一時的に減少したものの、外国人の定住化・永住化は今後も続くものと予想されることから、長期的には増加傾向にあります。

また、国内外が注目する平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、訪日外国人の増加も見込まれています。

このような状況の中、日本人と外国人が共に国籍や民族などの違いによる文化的差異を認め合い、地域社会の構成員となる、多文化共生※の視点に立った施策を導入することが必要となっています。

本市では、「戸田市第4次総合振興計画」における「国際交流・国際化」の分野で、国際交流の促進と市内在日外国人への支援の充実の2つの施策を掲げており、公益財団法人戸田市国際交流協会(Toda International Friendship Association 以下「TIFA」という。)と連携し、市内における国際化への取組を進めてまいりました。

このような多文化共生を取り巻く社会潮流や、国・県の動向を踏まえ、新たな課題に対応するため、「戸田市多文化共生推進計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

※多文化共生(総務省:「地域における多文化共生推進プランについて」)より  
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

## 2 多文化共生を取り巻く動向

### (1) 国の動向

国は、平成18年(2006年)3月に、国際化施策に関する従来の2つの柱「国際交流」「国際協力」に、「地域における多文化共生」を第3の柱として加えた「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体に対し多文化共生を計画的、総合的に進めるための計画の策定を呼びかけました。

また、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災などの経験を踏まえ、平成24年(2012年)12月には、「多文化共生の推進に関する研究会報告書」が示され、災害時における対応などが提言されています。

さらに、地域における多文化共生施策の更なる推進に向けて、平成28年(2016年)に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を開催し、全国の多文化共生に資する優良な取組をまとめた「多文化共生事例集」を作成しました。

また、出入国管理においては、平成27年(2015年)に「第5次出入国管理基本計画」を策定し、経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受け入れや在留管理制度の的確な運用などによる外国人との共生社会実現への寄与といった施策の方針を打ち出しています。平成30年(2018年)には、新たな在留資格を創設する改正出入国管理法が成立し、外国人労働者の受け入れ拡大に向け準備を進めています。

### (2) 埼玉県の動向

埼玉県では、国の計画を受け、平成19年(2007年)12月に「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定しました。平成24年(2012年)7月に見直しを実施し、「日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標としました。

平成29年(2017年)には、これまでの成果を踏まえ、新たな5か年計画を策定し、次代を担う人材の育成として「誰もが暮らしやすい地域づくり」、高度人材が集まる環境づくりとして「多文化パワーの受入れ」、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会の開催を契機とした多文化共生の社会づくりとして「共に輝き活躍する地域づくり」の3つを基本的な取組と定め、多文化共生の推進に係る施策に取り組んでいます。

### 3 本市の取組と計画の位置付け

本市では、これまで、国外における友好・姉妹都市である中華人民共和国・開封市及びオーストラリア・リバプール市との交流を中心に、国際化事業を推進してきました。

近年では、市内在住外国人も増加しており、TIFAが中心となって、外国人市民※が必要とする日本語や日本文化の習得機会の提供、困りごと・生活相談や防災訓練などを、ボランティアを中心に実施しています。

本計画は、総務省が示した指針である「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、「戸田市第4次総合振興計画」に掲げる施策「市内在住外国人への支援の充実」における多文化共生の推進を目的とする分野別計画として位置付けて、「お互いを認め合い、共に支え合う意識づくり」、「円滑なコミュニケーション支援」、「安心して生活できるサポートの充実」及び「多文化共生推進のための体制づくり」という4つの基本目標を設定し、今後の課題と施策の方向性を示したものです。

#### ※外国人市民という表記について

戸田市内には、日本国籍以外の人でも、日本の社会の中で不自由なく生活している人がいる一方で、日本国籍であっても外国にルーツを持っているなど、言葉や文化の違いにより支援を必要としている人がいます。

また、戸田市に住んでいなくても、学びや働きのある場があることで、関わりの深い人もいます。

本計画において、「外国人市民」とは、戸田市に在住・在勤・在学で日本国籍以外の人と、日本国籍であっても、外国にルーツを持ち、言葉や文化が日本と異なる人々も含まれます。

なお、第2章における統計データ、市民意識調査の結果での「外国人市民」の表記は、日本国籍以外の人のみを指しています。

## 第2章 戸田市の現状と課題

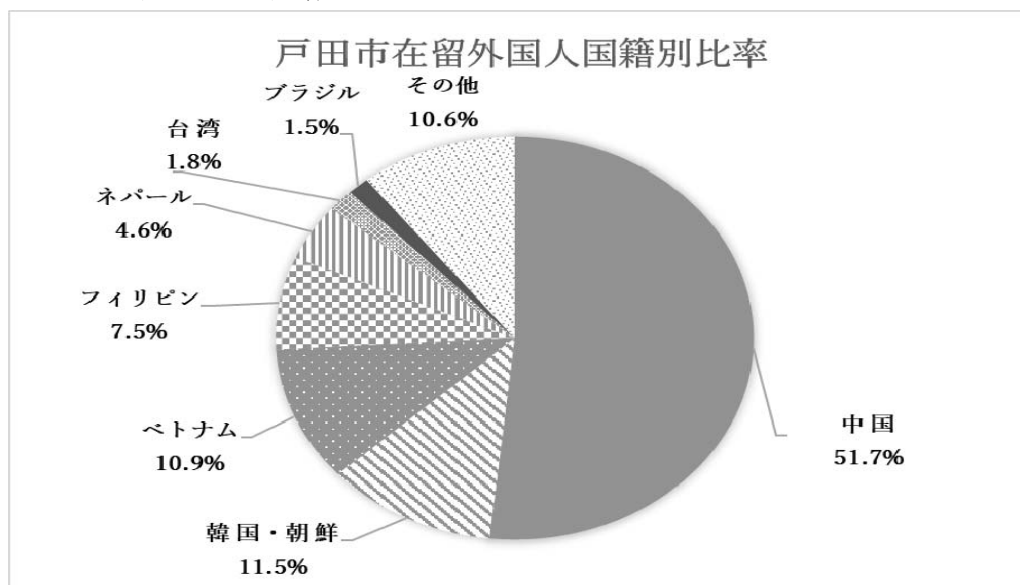
### 1 戸田市の現状

戸田市における外国人市民の数は、平成30年（2018年）4月1日現在6,837人で、総人口138,960人に占める割合は約4.9%です。

戸田市は埼玉県の南東部に位置し、東京に隣接しています。利便性の高い交通網を基盤として産業も活発であり、外国人市民にとっても住みやすい環境であるといえます。

外国人市民の数は増加の傾向にあり、平成23年（2011年）から平成25年（2013年）にかけては一時的に減少したものの、その後は再び増加に転じ、今後も増加傾向は継続していくものと思われます。

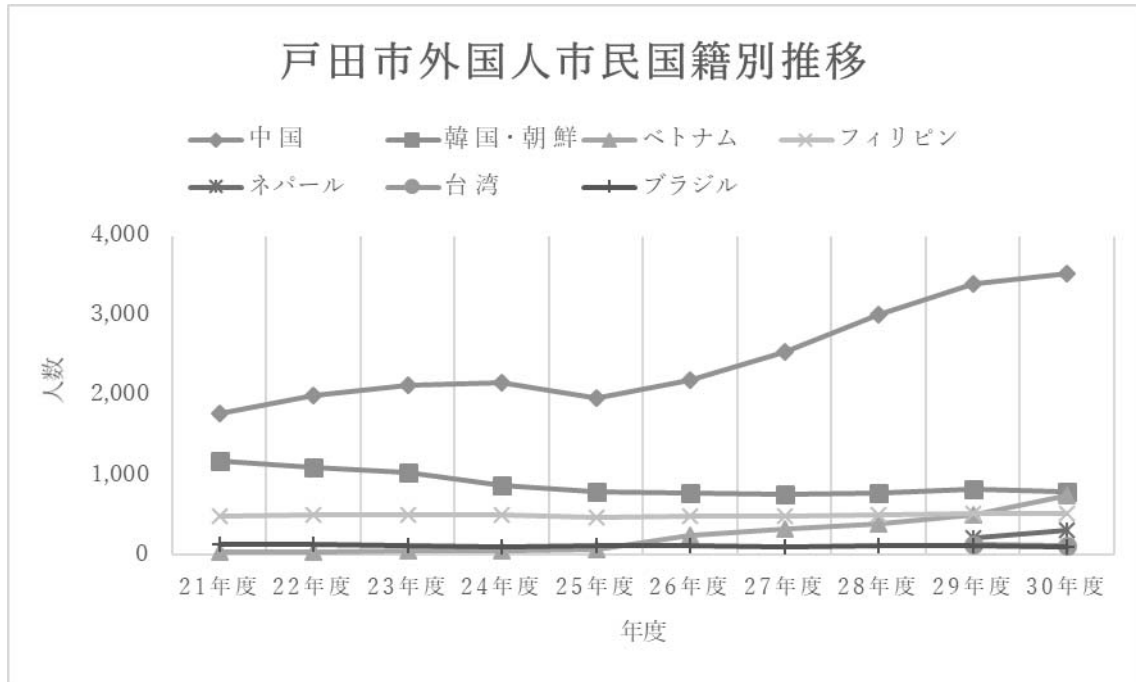
戸田市外国人市民国籍別比率



国籍・地域	人数
中国	3,534
韓国・朝鮮	789
ベトナム	742
フィリピン	511
ネパール	312
台湾	122
ブラジル	100
その他	727
総数	6,837

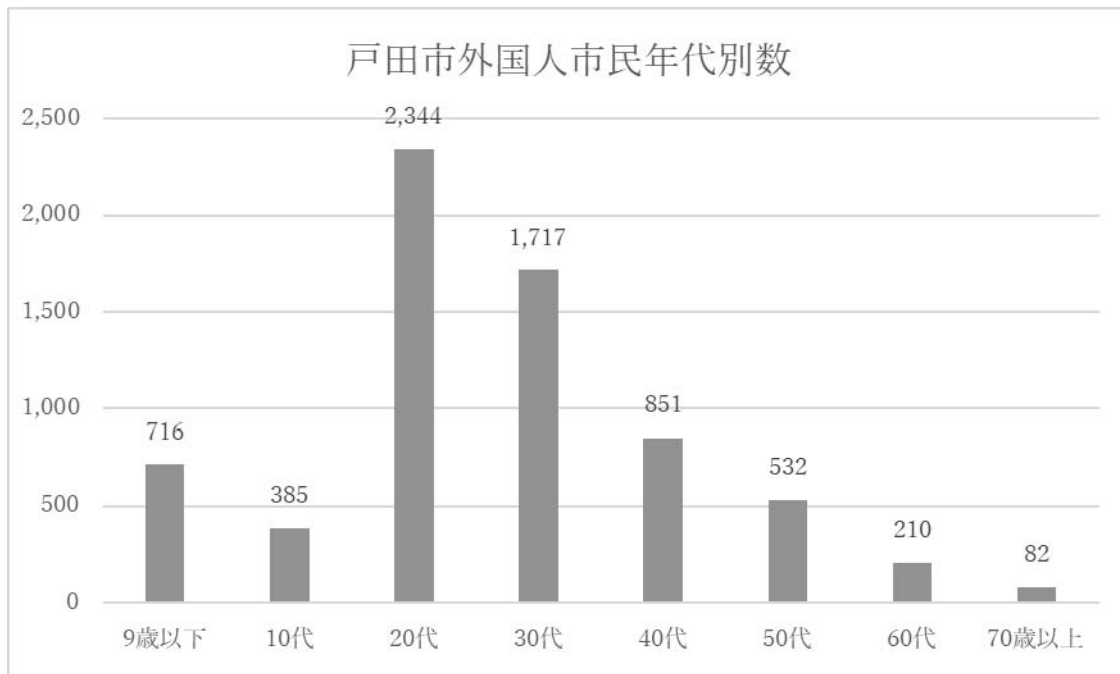
戸田市統計（平成30年4月1日現在）

とだしがいこくじんしみんこくせきべつすう  
戸田市外国人市民国籍別推移



とだしとうけい へいせい ねん がつ にちげんざい  
戸田市統計 (平成30年4月1日現在)

とだしがいこくじんしみんねんだいべつすう  
戸田市外国人市民年代別数



とだしとうけい へいせい ねん がつ にちげんざい  
戸田市統計 (平成30年4月1日現在)

## 2 「多文化共生に関する市民意識調査～外国人の皆さんの暮らしを良くするためのアンケート調査～」の結果

### (1) 「多文化共生に関する市民意識調査～外国人の皆さんの暮らしを良くするためのアンケート調査～」について

戸田市は、本計画の策定に当たって、市内における日本人市民及び外国人市民の意識や実態を把握し、基礎資料を得ることを目的に市民意識調査を実施しました。

#### ・調査期間

平成30年8月17日から平成30年9月3日まで

#### ・調査内容

	日本人市民	外国人市民
調査地域	市内全域	市内全域
調査対象	市内在住の日本人市民 20歳以上の男女 1,000人	市内在住の外国人市民 20歳以上の男女 1,000人
抽出方法	等間隔無作為抽出	等間隔無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収法	郵送配付・郵送回収法
使用言語	日本語	日本語（やさしい日本語）
		英語、中国語、韓国・朝鮮語、 ベトナム語、ポルトガル語 日本語以外の言語は、戸田市のホームページにも掲載
調査票	設問数は18問 A4サイズ6ページ	設問数は26問 A4サイズ10ページ

### (2) 市民意識調査の結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
日本人市民	1,000人	364人	36.4%
外国人市民	1,000人	247人	24.7%
合計	2,000人	611人	30.5%

#### 【※外国人市民 調査票回収内訳】

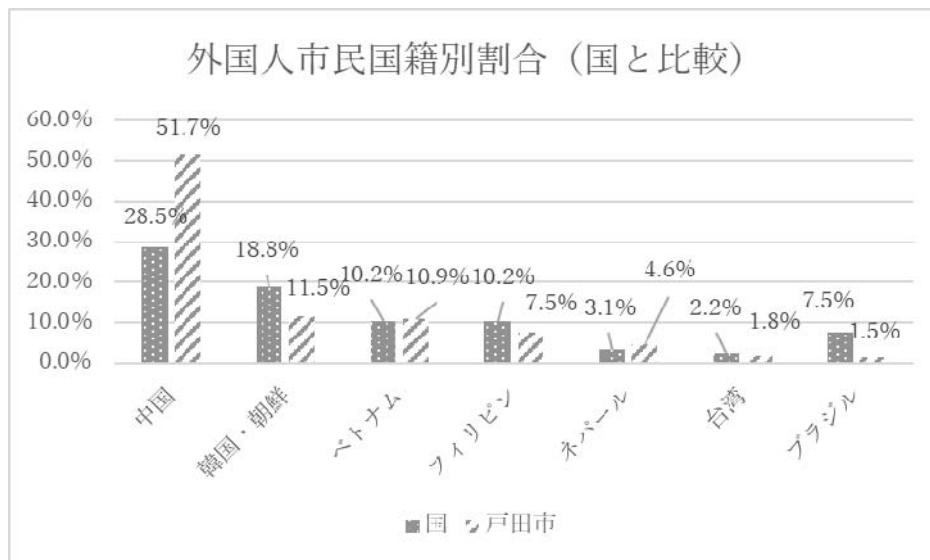
・やさしい日本語：155件      ・朝鮮・韓国語：7件  
 ・中国語：44件                  ・ベトナム語：7件  
 ・英語：30件                      ・ポルトガル語：4件



### 3 戸田市の現状と市民意識調査の結果から見た戸田市の特徴

戸田市の外国人市民を国籍別で見ると、中国（3,534人／51.7%）が最も高く、次いで、韓国・朝鮮（789人 11.5%）、ベトナム（742人／10.9%）という順になっています。

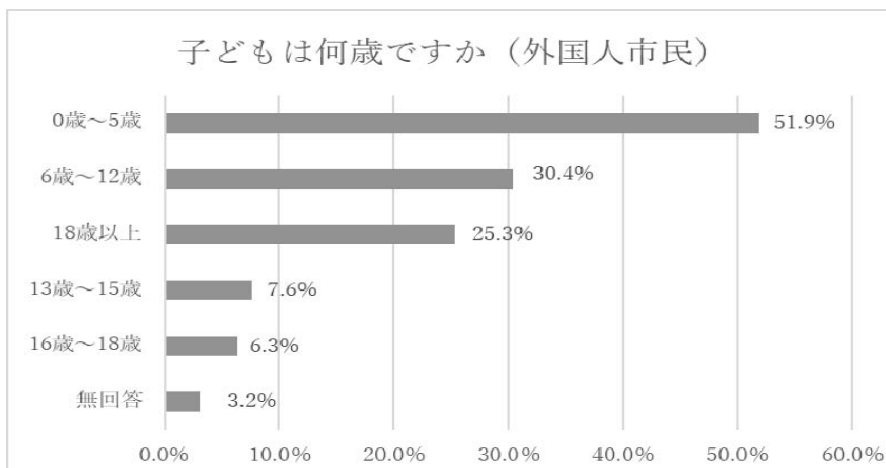
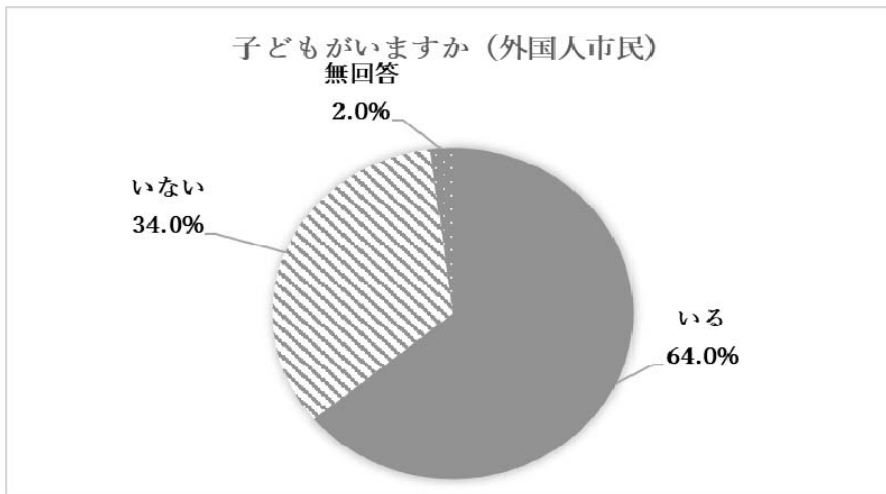
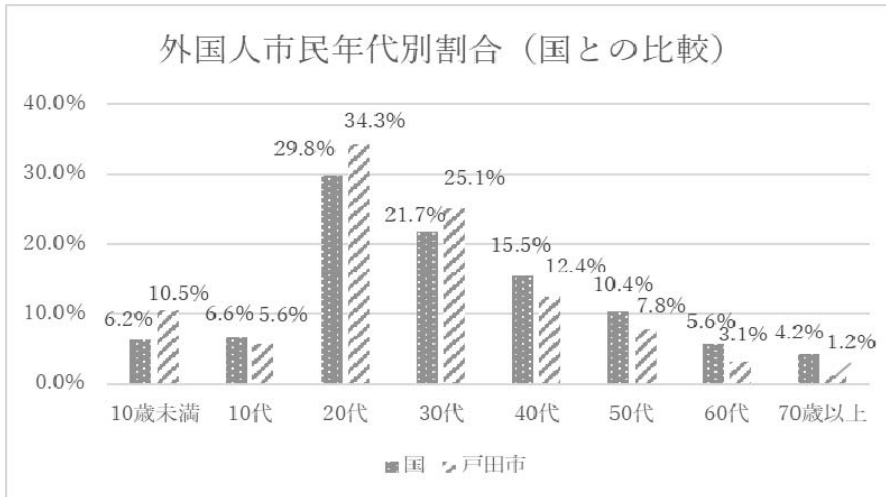
国では、平成30年（2018年）1月現在で、中国（730,890人／28.5%）、韓国・朝鮮（481,522人／18.8%）、ベトナム（262,405人／10.2%）という状況です。戸田市と国の国籍別の傾向は、概ね一致していますが、中国籍の外国人市民の割合が5割を超えている点は、本市の大きな特徴といえます。



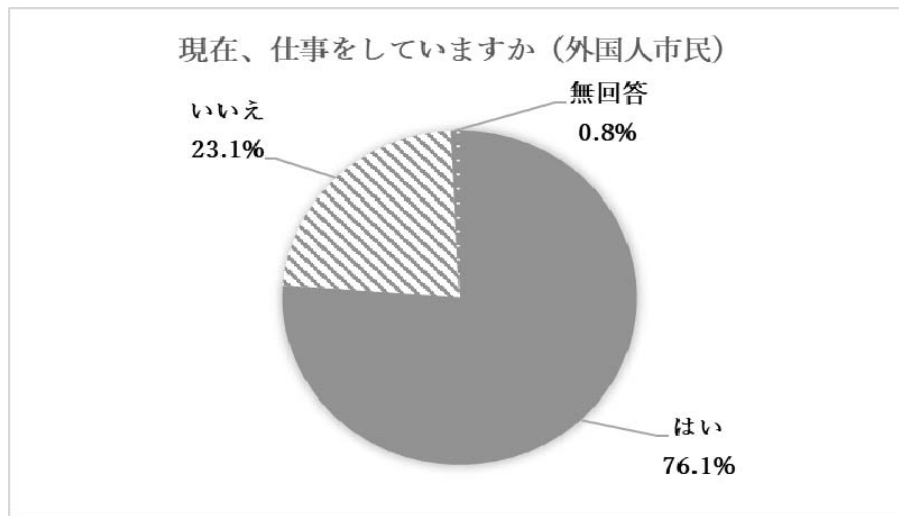
在留資格で見ると、戸田市は「永住者」、「留学」、「家族滞在」という順であり、一方、国では「永住者」、「特別永住者」、「留学」の順となっています。

年代別の割合を国と比較してみると、10歳未満、20代、30代の割合が高く、若い世代の割合が高い状況が見取れます。

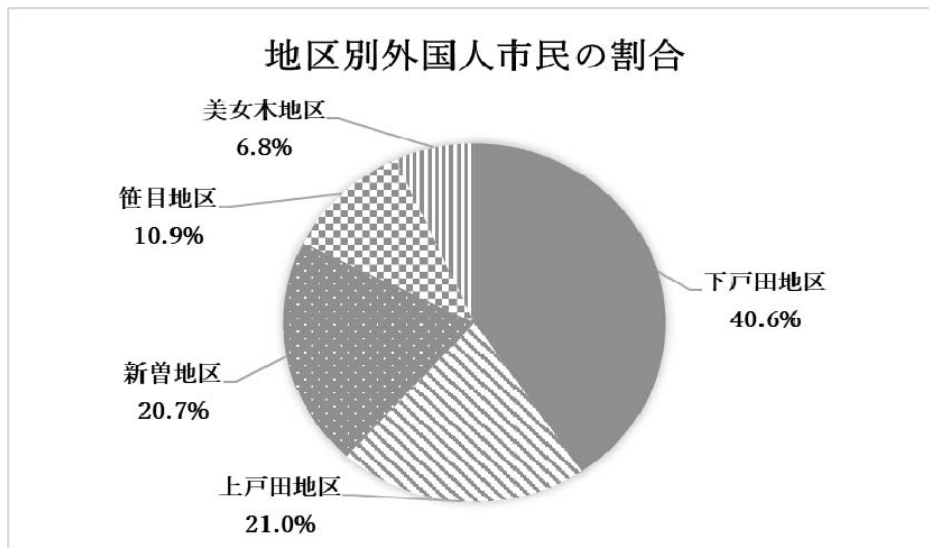
若い世代の割合が高い中、市民意識調査によると、64%が「子どもがいる」と回答しており、その中でも、「0歳～5歳」の子どもがいると答えた割合が51.9%、「6歳～12歳」の子どもがいると答えた割合が30.4%と高く、小学生以下の小さな子どもがいる家庭が多い状況です。



市民意識調査によれば、戸田市の外国人市民の76.1%が仕事をしているという結果が出ています。



戸田市内の地域ごとの外国人市民の比率をみると、下戸田地区40.6%、上戸田地区21.0%、新曽地区20.7%、笹目地区10.9%、美女木地区6.8%と市内東側に多くの外国人市民が居住しています。これは、JR京浜東北線の川口駅、西川口駅、蕨駅の沿線となっていて、利便性が高く、在留外国人比率の高い、川口市(33,279人/5.5%(平成30年1月1日現在))や蕨市(6,161人/8.2%(平成30年4月1日現在))と隣接していることが理由の一つであると考えられます。



戸田市統計 (平成30年4月1日現在)

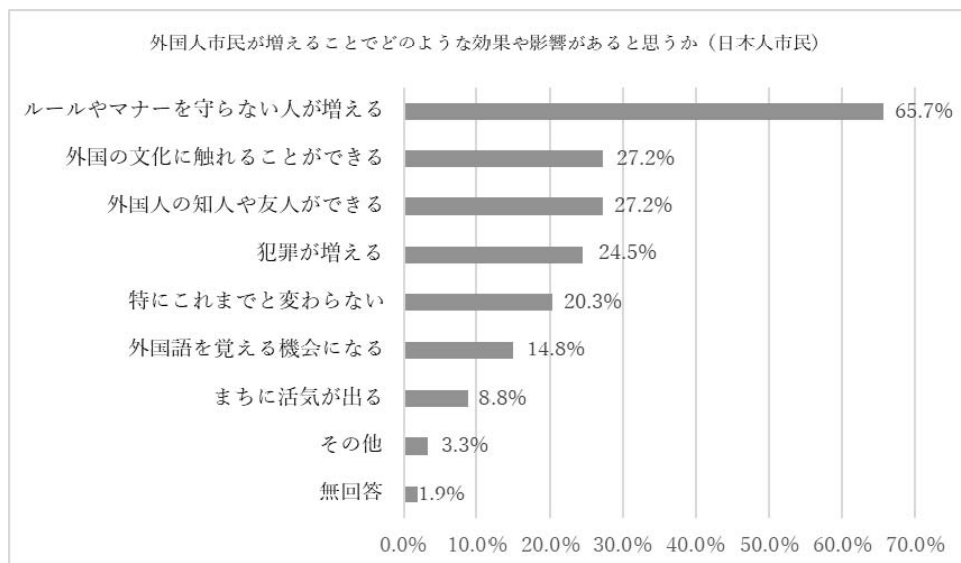
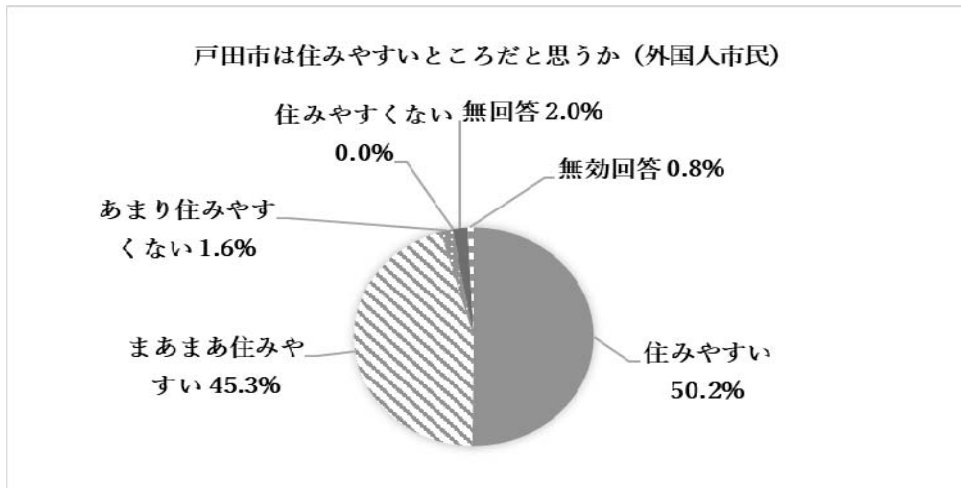
## 4 戸田市の課題

### ① 多文化共生の意識啓発の必要性

外国人市民の95.5%が戸田市を住みやすい市であると思っており、60%を超える外国人市民が戸田市に長く住み続けたいと考えている一方で、約半数の外国人市民が、日常生活の中で、特に家を探す際や仕事を探す際などに、差別や偏見を感じたことがあると回答しています。

一方、日本人市民は、外国人市民が増えることによって、ルールやマナーを守らない人が増えると考えている方が65.7%、犯罪が増えると考えている方が24.5%おり、言葉や文化の違いから不安や戸惑いを感じている人も少なくありません。

外国人市民の人権を守ることは大切であり、差別されたり、偏見の目を向けられていると感じることのないまちにすることが必要です。

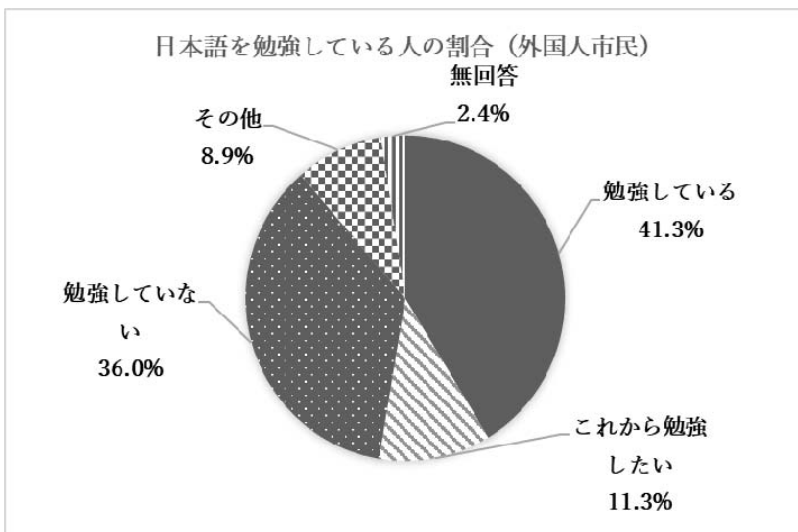
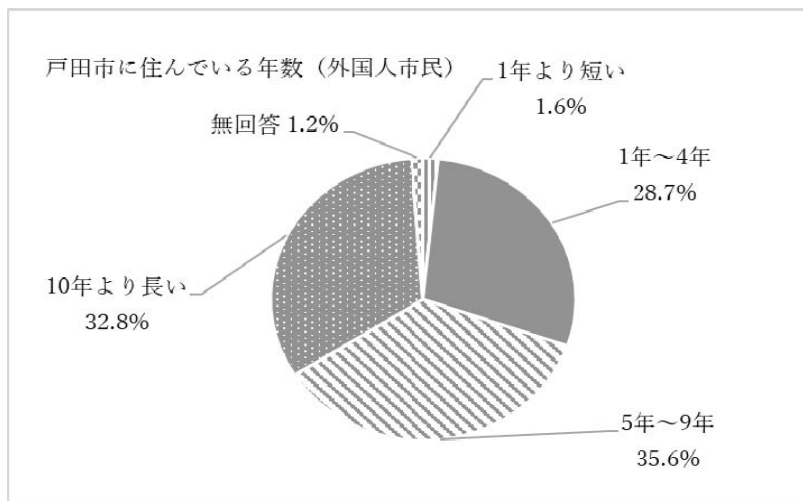


## ② コミュニケーション支援の必要性

言葉について、日常会話であれば一定程度できると回答している外国人市民が多くいます。これは戸田市に5年以上住んでいると回答している外国人市民が68.4%おり、日本での生活に慣れてきている外国人市民が多くいると考えられます。

しかし、戸田市に住んで5年未満の外国人市民が30.3%おり、日本語・ことばに困っていたり、心配していると回答した方は22.3%いました。

また、外国人市民の52.6%は「日本語を勉強している」又は「勉強したい」と回答しており、多くの外国人市民は日本語学習に意欲を持っています。積極的に日本語を学習する機会を提供するなど、言葉の壁を解消できるようにしていくことも、重要な施策の一つであるといえます。



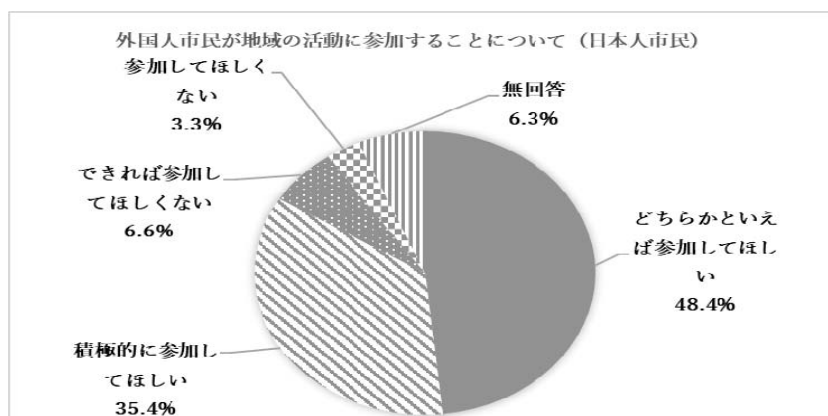
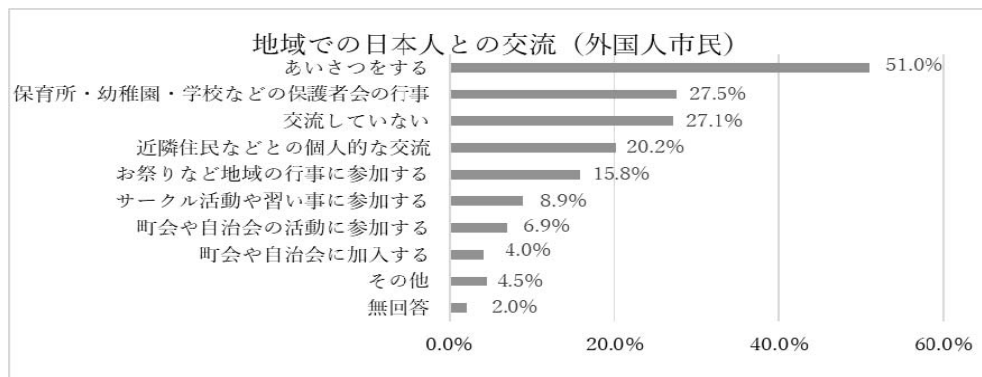
### ③ 地域との関わりや生活サポートの必要性

外国人市民にとって安心して生活できるまちにしていくためには、地域との交流が重要です。

しかし、どのように交流すればよいかわからなかったり、交流する時間がないなどの理由から27.1%の外国人市民が地域で日本人と交流していないと回答しています。

一方で、8割を超える日本人市民は、外国人市民が地域の活動に参加することについて、積極的に、もしくは、どちらかといえば参加してほしいという回答をしています。地域で外国人市民を受け入れたいという思いはあるものの、地域との交流がない外国人市民が一定数いる現状があります。

また、災害の際に、どこへ逃げたらよいかわからないと回答している方が40.5%おり、地域の町会・自治会やTIFAが行っている防災訓練について知らないという回答も65.2%という割合になっています。防災の観点からも、地域コミュニティとのつながりを促進していく必要があります。その他にも、日常生活において、「日本語・ことば」だけでなく、「税金や保険」「老後のこと」といった実生活に密着した事項について心配に感じている外国人市民が多くいたことから、定住志向が読み取れます。居住や医療、育児や教育など様々な分野における生活サポートが望まれています。



④ 多文化共生に関する取組の認知度向上と、市民や関係団体、事業者との連携・協力による多文化共生推進の必要性

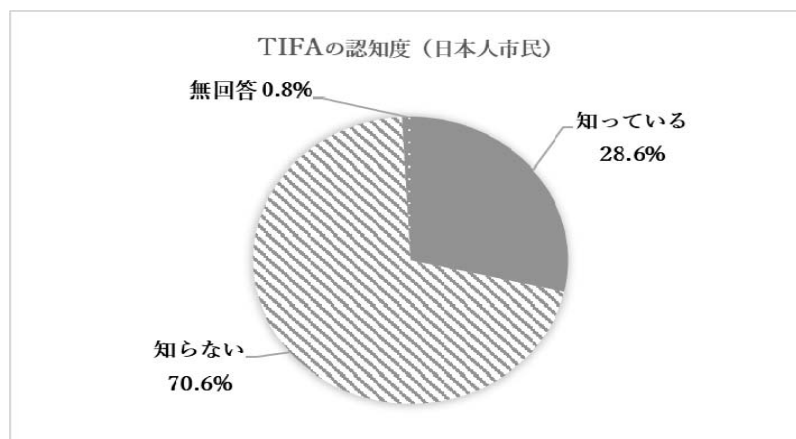
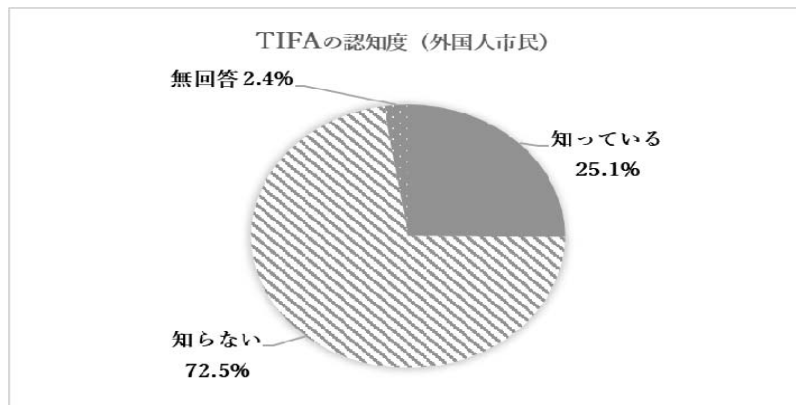
日本人市民の66.2%が、外国人向けのボランティア活動について「やってみたいとは思わない」と回答しており、多文化共生の推進に当たって消極的な意見が多い状況です。

また、外国人市民の72.5%、日本人市民の70.6%がTIFAを知らないと回答しており、TIFAの事業についても、日本語教室については高い認知度があるものの、その他の事業、例えば、外国人防災訓練（外国人市民33.6%、日本人市民8.7%）については低い認知度に留まっています。

TIFAは、在住外国人との積極的な市民交流などを行うことにより、国際親善並びに市民生活の向上及び発展に寄与することを目的とした組織であり、外国人市民と直接関わるのが非常に多い機関であるため、TIFAの認知度向上と事業の周知を行う必要があります。

また、外国人市民の76.1%が仕事をしており、雇用主である事業者も外国人市民と関わりの深い主体の一つといえます。

外国人市民との共生を進めるためには、市だけではなく市民、事業者、TIFAなどの関係団体と連携・協力しながら取り組む必要があります。



### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 目的・将来像

##### (1) 計画の目的

本計画は、市の行政運営の基本指針である「戸田市第4次総合振興計画」と、総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、戸田市多文化共生推進計画策定市民会議※の検討結果及び本市の実情を踏まえて策定するものです。

戸田市において、日本人市民と外国人市民が、お互いの文化に対する理解と、交流を深めることによって、共に地域のまちづくりを担う仲間になり、お互いの心がふれあう、多文化共生の理念を持った、住みやすいまちになることを目的とします。

##### ※戸田市多文化共生推進計画策定市民会議

市民との協働により本計画づくりを推進するため、平成30年に設置。市民、各種団体の代表者、学識経験者などの委員で構成される。

##### (2) 本計画が目指す将来像

本計画が目指すべき多文化共生のまちづくりの将来像は、次に掲げるとおりとします。

**互いの文化を認め合い やさしさでつなぐまち とだ**

日本人市民と外国人市民が、互いの文化の違いを理解したうえで認め合い、それぞれが尊重とやさしさを持って交流していくことで、全ての市民が地域のまちづくりにおいて活躍する、心と心をつなぐ住み良いまちになることを目指します。



## 2 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成34年度（2022年度）までの4年間とします。なお、国の制度や社会情勢の変化などを踏まえつつ、進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

### 3 計画の概要

本計画の目的達成のため、次の施策を実施します。

#### (1) お互いを認め合い、共に支え合う意識づくり

地域社会において、日本人市民と外国人市民との間で、お互いの理解が十分ではない場合があります。日本人市民と外国人市民が、お互いに文化、習慣、考え方などの違いを認め合う気持ちを高めることが大切です。お互いの文化を理解し、地域社会全体で多様性を受け入れるための意識啓発を行います。

#### (2) 円滑なコミュニケーション支援

本市で暮らす外国人市民が、その能力を発揮し、日本人市民と外国人市民が共に活躍するためには、働く場や地域など、様々な場面において、良好なコミュニケーションが重要になります。

日常生活の上で大きな支障となっている日本語の言葉や文字が、十分に分らない外国人市民に対するコミュニケーション支援を実施していきます。

また、地域で日常生活を送るために必要な基本的な事項が理解できるよう、日本語や日本の習慣を学習する機会の提供を促進します。

#### (3) 安心して生活できるサポートの充実

外国人市民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題として挙げられています。地域で安心して暮らせるように、母語で対応可能な相談体制の整備が必要です。住まい、教育、仕事、福祉、防災といった安心して生活するためのサポートの充実に努めていきます。

#### (4) 多文化共生推進のための体制づくり

多文化共生を推進していくための取組は多岐にわたります。地域全体の課題として、市や地域に関係する団体、事業者、市民一人ひとりが役割分担の意識を持ち、連携・協力により、本計画を推進していきます。また、庁内で横断的な連絡調整を適宜行い、本計画の適切な進捗管理を行います。

4 計画の体系図

互いの文化を認め合い  
やさしさでつなぐまちとだ

お互いを認め合い、  
共に支え合う意識づくり

円滑なコミュニケーション支援

安心して生活できるサポートの充実

多文化共生推進のための体制づくり

- (1) 地域社会に対する意識啓発
- ① 地域住民などに向けた多文化共生の啓発
  - ② 多様性を理解する教育の推進
  - ③ 各公共施設との連携による多文化共生施策の推進
  - ④ 多文化共生をテーマにした交流イベントの活用
- (2) 外国人市民の社会参画
- ① キーパーソン・ネットワーク・自助組織などの把握
  - ② 外国人市民の意見を広く聴取していく仕組みの調査・研究
  - ③ 外国人市民の地域社会への参画

- (1) 地域における情報の多言語化
- ① 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供
  - ② 外国人市民の生活相談のための窓口の設置や環境整備
  - ③ NPO・ボランティア団体などとの連携による多言語情報の提供
  - ④ 図書館における外国語資料提供及び多言語情報発信の推進
- (2) 日本語及び日本社会に関する学習支援
- ① 日本語及び日本社会に関する学習機会の提供
  - ② 日本語の学習支援

- (1) 居住
- ① 情報提供による居住支援、入居差別の解消
  - ② 町会・自治会などを中心とする取組の推進
- (2) 教育
- ① 就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供
- (3) 労働環境
- ① 外国人市民が安心して働けるための支援
- (4) 医療・保健・福祉
- ① 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
  - ② 医療機関受診時や健康診断などにおける多文化共生対応
  - ③ 障がい者・高齢者への対応
  - ④ 保育施設や制度の周知及び多文化対応
  - ⑤ 母子保健サービスの実施に係る対応
  - ⑥ 子育て支援制度の周知及び相談対応
- (5) 防災
- ① 災害への備え
  - ② 災害時における対応

- (1) 多文化共生の推進体制の整備
- ① 多文化共生推進に係る会議の開催
  - ② 多文化共生推進に関する庁内の連携
  - ③ TIFA との連携、事業の周知、啓発
  - ④ 市民、関係団体、市の連携

## 第4章 戸田市の多文化共生推進に係る具体的な施策

「計画の概要」に沿って、計画の期間中に取り組みの内容を示しています。  
多文化共生推進施策については、協働推進課及びTIFAが中心となり、ともに連携をしながら推進していきます。

### 1 お互いを認め合い、共に支え合う意識づくり

#### (1) 地域社会に対する意識啓発

##### ① 地域住民などに向けた多文化共生の啓発

日本人市民と外国人市民が共生していくために、住民や企業、不動産事業者、NPOなどを対象に、多文化共生の地域づくりに向けた啓発を行います。

##### ② 多様性を理解する教育の推進

児童・生徒を対象として、異なる文化・習慣などの理解を促進し、多様性を理解する教育を推進していきます。

##### ③ 各公共施設との連携による多文化共生施策の推進

TIFAは多文化共生の拠点として、各公共施設と連携し、その特色を活かしながら、地域住民に向けた啓発活動などを実施していきます。

##### ④ 多文化共生をテーマにした交流イベントの活用

外国人市民の出身国の文化や日本の文化などを紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を充実させていきます。

また、東京オリンピック・パラリンピックなどの機会を積極的に活用し、多文化共生の意識啓発を行っていきます。

(2) 外国人市民の社会参画

① キーパーソン・ネットワーク・自助組織などの把握  
外国人市民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人市民のネットワーク、そして外国人市民の自助組織の把握に努めていきます。

② 外国人市民の意見を広く聴取していく仕組みの調査・研究  
外国人市民の考えを市政や地域の施策に反映できるよう、外国人市民の意見を広く聴取する仕組みについて調査・研究していきます。

③ 外国人市民の地域社会への参画  
地域の実情に応じて、外国人市民の地域社会（町会・自治会、ボランティア団体など）への参画を促進していきます。

## 2 <sup>えんかつ</sup>円滑なコミュニケーション<sup>しえん</sup>支援

### (1) <sup>ちいき</sup>地域における<sup>じょうほう</sup>情報の<sup>たげんごか</sup>多言語化

#### ① <sup>たよう</sup>多様な<sup>げんご</sup>言語、<sup>たよう</sup>多様な<sup>ぎょうせい</sup>メディアによる<sup>せいかつじょうほう</sup>行政・生活<sup>ていきょう</sup>情報の<sup>ていきょう</sup>提供

<sup>じゅうみん</sup>住民に<sup>ていきょう</sup>提供される<sup>ぎょうせい</sup>行政サービスや<sup>りこう</sup>履行しなければならぬ<sup>ぎむ</sup>義務の<sup>ないよう</sup>内容、<sup>ちいき</sup>地域社会で<sup>せいかつ</sup>生活する<sup>うえ</sup>上で<sup>ひつよう</sup>必要となる<sup>かんしゅう</sup>ルールや<sup>ちいき</sup>慣習、<sup>しゅざい</sup>地域が<sup>い</sup>主催する<sup>たよう</sup>イベントなどについては、<sup>たよう</sup>多様な<sup>げんご</sup>言語（「やさしい日本語」を含む、以下同じ。）・<sup>たよう</sup>多様な<sup>じょうほうていきょう</sup>メディアによる<sup>じゅうじつ</sup>情報<sup>はか</sup>提供の<sup>じょうほう</sup>充実を図っていきます。

#### ② <sup>がいこくじんしみん</sup>外国人<sup>せいかつそうだん</sup>市民の<sup>まどぐち</sup>生活<sup>せっち</sup>相談のための<sup>かんきょうせいび</sup>窓口の<sup>せっち</sup>設置や<sup>かんきょうせいび</sup>環境<sup>せいび</sup>整備

<sup>がいこくじんしみん</sup>外国人<sup>ぎょうせい</sup>市民が<sup>せいかつじょうほう</sup>行政・生活<sup>にゆうしゅ</sup>情報を<sup>ちいきせいかつ</sup>入手し、<sup>しょう</sup>地域<sup>さまざま</sup>生活で<sup>もんだい</sup>生じる<sup>しょう</sup>様々な<sup>もんだい</sup>問題について<sup>そうだん</sup>相談できる<sup>せい</sup>よう、<sup>がいこくじんしみん</sup>外国人<sup>せいかつそうだん</sup>市民の<sup>まどぐち</sup>生活<sup>せっち</sup>相談のための<sup>まどぐち</sup>窓口<sup>せっち</sup>について<sup>せっち</sup>設置して<sup>い</sup>いきます。また、<sup>がいこくじんしみん</sup>外国人<sup>そうだんいん</sup>市民を<sup>かつよう</sup>相談員として<sup>がいこくじんしみん</sup>活用する<sup>そうだん</sup>など、<sup>かんきょうせいび</sup>外国人<sup>すす</sup>市民が<sup>かんきょうせいび</sup>相談<sup>すす</sup>しやすい<sup>かんきょうせいび</sup>環境<sup>すす</sup>整備を進めていきます。

#### ③ <sup>だんたい</sup>NPO・<sup>れんけい</sup>ボランティア<sup>たげんごじょうほう</sup>団体などとの<sup>ていきょう</sup>連携による<sup>ていきょう</sup>多言語<sup>ていきょう</sup>情報<sup>ていきょう</sup>提供

<sup>つうやく</sup>通訳<sup>いくせい</sup>ボランティアを<sup>がいこくじんしみん</sup>育成するとともに、<sup>しえん</sup>外国人<sup>とく</sup>市民への<sup>とく</sup>支援<sup>とく</sup>に取り組む<sup>とく</sup>NPOや<sup>だんたい</sup>ボランティア<sup>がいこくじん</sup>団体、<sup>じじょそしき</sup>外国人の<sup>れんけい</sup>自助<sup>うえ</sup>組織<sup>たよう</sup>などと<sup>げんご</sup>連携<sup>じょうほうていきょう</sup>の上、<sup>すいしん</sup>多様な<sup>すいしん</sup>言語<sup>すいしん</sup>による<sup>すいしん</sup>情報<sup>すいしん</sup>提供<sup>すいしん</sup>を<sup>すいしん</sup>推進<sup>すいしん</sup>していきます。

#### ④ <sup>としょかん</sup>図書館における<sup>がいこくごしりょうていきょうおよ</sup>外国語<sup>たげんごじょうほうはっしん</sup>資料<sup>すいしん</sup>提供<sup>すいしん</sup>及び<sup>すいしん</sup>多言語<sup>すいしん</sup>情報<sup>すいしん</sup>発信<sup>すいしん</sup>の<sup>すいしん</sup>推進<sup>すいしん</sup>

<sup>けんりつとしょかん</sup>県立<sup>けんないしちょうそんりつとしょかん</sup>図書館や<sup>けんないしちょうそんりつとしょかん</sup>県内<sup>れんけい</sup>市町村<sup>がいこくごしりょう</sup>立<sup>としょ</sup>図書館<sup>ざっし</sup>とも<sup>しんぶん</sup>連携<sup>がいこくごしりょう</sup>し、<sup>としょ</sup>外国語<sup>ざっし</sup>資料<sup>しんぶん</sup>（<sup>しゅうしゅう</sup>図書<sup>ていきょう</sup>、<sup>としょかんりようあんない</sup>雑誌<sup>さっし</sup>、<sup>さっし</sup>新聞<sup>さっし</sup>、<sup>さっし</sup>パンフレット<sup>さっし</sup>など）を<sup>しゅうしゅう</sup>収集<sup>ていきょう</sup>し、<sup>としょかんりようあんない</sup>提供<sup>さっし</sup>するとともに、<sup>としょかん</sup>図書館<sup>じょうほう</sup>利用<sup>たげんごか</sup>案内<sup>すいしん</sup>（<sup>すいしん</sup>冊子<sup>すいしん</sup>）や<sup>としょかん</sup>図書館<sup>じょうほう</sup>ホームページ<sup>たげんごか</sup>の<sup>すいしん</sup>情報<sup>すいしん</sup>の<sup>すいしん</sup>多言語<sup>すいしん</sup>化<sup>すいしん</sup>を<sup>すいしん</sup>推進<sup>すいしん</sup>します。

(2) <sup>にほんごおよ</sup>日本語及び<sup>にほんしゃかい</sup>日本社会に関する<sup>かん</sup>学習支援<sup>がくしゅうしえん</sup>

① <sup>にほんごおよ</sup>日本語及び<sup>にほんしゃかい</sup>日本社会に関する<sup>かん</sup>学習<sup>がくしゅう</sup>機会<sup>きかい</sup>の提供<sup>ていきょう</sup>

<sup>がいこくじんしみん</sup>外国人市民が<sup>けいぞくてき</sup>継続的に<sup>にほんごおよ</sup>日本語及び<sup>にほんしゃかい</sup>日本社会を<sup>がくしゅう</sup>学習するための<sup>きかい</sup>機会<sup>ていきょう</sup>の提供<sup>おこな</sup>を行っていきます。

② <sup>にほんご</sup>日本語の<sup>がくしゅうしえん</sup>学習支援

<sup>じどう</sup>児童・<sup>せいと</sup>生徒の<sup>きょういく</sup>教育に際し、<sup>さい</sup>に<sup>にほんご</sup>日本語による<sup>がくしゅう</sup>学習の<sup>こうか</sup>効果を<sup>たか</sup>高めるために、<sup>ボラ</sup>ボランティア<sup>だんたい</sup>団体と<sup>れんけい</sup>連携した<sup>がくしゅうしえん</sup>学習支援や<sup>ぼご</sup>母語による<sup>がくしゅう</sup>学習サポートなど<sup>かがい</sup>課外での<sup>ほしゅう</sup>補習<sup>おこな</sup>を行っていきます。

### 3 あんしん せいかつ じゅうじつ 安心して生活できるサポートの充実

#### (1) きょじゅう 居住

① じょうほうていきょう きょじゅうしえん にゅうきよさべつ かいしょう 情報提供による居住支援、入居差別の解消  
がいこくじんしゅみん す さが しえん がいこくじんせたいむ ちんたいじゅうたく しょうかい  
外国人市民の住まい探しの支援として、外国人世帯向けの賃貸住宅の紹介  
おこな ふどうさんぎょうしゃ かん じょうほう ていきょう  
を行う不動産業者に関する情報などを提供していきます。

② ちょうかい じちかい ちゅうしん とりくみ すいしん 町会・自治会などを中心とする取組の推進  
ちょうかい じちかい ちゅうしん た みんかんだんたい れんけい ほか  
町会・自治会が中心となって、NPO、その他の民間団体との連携を図り  
ちいき がいこくじんしゅみん ささ じゅうよう ちょうかい  
つつ、地域ぐるみで外国人市民を支えていくことが重要であるため、町会・  
じちかい がいこくじんしゅみん かにゆう うなが がいこくじんしゅみん ちょうかい じちかい  
自治会などへの外国人市民の加入を促すとともに、外国人市民と町会・自治会  
れんらく と しく すいしん  
が連絡を取れる仕組みづくりを推進していきます。

#### (2) きょういく 教育

① しゅうがくあんない しゅうがくえんじょせいど たよう げんご じょうほうていきょう 就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供  
しょうがっこう ちゅうがっこう にゅうがく がっこうせいかつ しゅうがくえんじょせいど がいこくじんしゅみん  
小学校・中学校の入学や学校生活及び就学援助制度など、外国人市民が  
ゆうこう かつよう たよう げんご しゅうち  
有効に活用できるよう、多様な言語で周知していきます。

#### (3) ろうどうかんきょう 労働環境

① がいこくじんしゅみん あんしん はたら しえん 外国人市民が安心して働けるための支援  
がいこくじん しゅうぎょうきかい かくほ しゅうぎょうかんきょう かいぜん ちいき  
外国人の就業機会の確保、就業環境の改善のため、地域のハローワーク、  
しょうこうかい かんけいきかん れんけい しえん  
商工会、TIFA など関係機関と連携し支援をしていきます。

#### (4) いりょう ほけん ふくし 医療・保健・福祉

① がいこくごたいおうかのう びょういん やっきょく かん じょうほうていきょう 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供  
ちいき がいこくごたいおう かのう びょういん やっきょく ばあい など  
地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、ホームページ等に  
がいこくじんしゅみん せっきょくてき じょうほうていきょう  
において外国人市民への積極的な情報提供をしていきます。



② 医療機関受診時や健康診断などにおける多文化共生対応  
医療機関受診時や健康診断に際しての間診票等を多言語表記とすることや、  
電話通訳などの活用について努めていきます。

③ 障がい者・高齢者への対応  
障がい福祉制度や介護保険制度の案内などに際し、多様な言語による対応や  
文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策を調査・研究し  
ていきます。

④ 保育施設や制度の周知及び多文化対応  
保育に関する申請書類について、言語、習慣面での配慮ができるよう取り組みます。

⑤ 母子保健サービスの実施に係る対応  
母子健康手帳の交付や乳幼児健診など、母子保健サービスの実施に際して、  
多様な言語による、外国人市民に配慮した対応を行っていきます。

⑥ 子育て支援制度の周知及び相談対応  
外国人市民の保護者が安心して子育てできるように、また、児童虐待の防止に  
つながるよう、TIFAの通訳ボランティアなどを活用しながら、子育て支援事業  
を周知するとともに、子育て相談を行います。

## (5) 防災

① 災害への備え  
防災に対する意識の向上を図るため、パンフレットなどの啓発物の  
多言語化など、災害時に役立つ情報の提供や外国人市民が参加できる防災  
訓練の実施を推進していきます。

② 災害時における対応  
避難所における支援体制強化や通訳人材の確保など、災害時などにおける  
外国人市民への支援体制の整備を推進していきます。

## 4 多文化共生推進のための体制づくり

### (1) 多文化共生の推進体制の整備

#### ① 多文化共生推進に係る会議の開催

多文化共生の推進のためには、多文化共生施策推進の総合的な調整が必要です。そのため、日本人市民と外国人市民が共に参加する多文化共生推進に係る会議を開催し、本計画の進捗状況について管理し、課題について検討していきます。

#### ② 多文化共生推進に関する庁内の連携

多文化共生推進施策の総合的な実施に当たっては、外国人市民施策担当部門のみならず、全庁的・横断的に取り組む必要があります。庁内で幅広く連携していくために、多文化共生推進の意識を共有し、密接に協議などをしていきます。

#### ③ TIFA との連携・事業の周知、啓発

TIFA は、日本語教室の開講、外国人市民に関する情報の発信、通訳・翻訳ボランティアの登録や派遣など、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな事業の推進を図り、市民と協働して多文化共生の推進を図っていくには不可欠な存在です。

TIFA と密接に連携し、事業について周知、啓発していきます。

#### ④ 市民、関係団体、市の連携

外国人市民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、埼玉県や市町村、TIFA、NPO、企業、町会・自治会などが適切な役割分担のもとに取り組む必要があります。

市民、関係団体、市で幅広く連携し、適切な役割分担のもと本計画について推進していきます。

